

# 新技術活用システムの 申請登録にあたって

---

令和 4年 4月

国 土 交 通 省 備 局 所  
九 州 地 方 整 事 務 所  
九 州 技 術 事 務 所

## ◆NETIS登録にあたって◆

NETIS登録にあたっては、下記の内容確認を行います。

- ①登録申請書類に不備(記載事項の遗漏)がないこと
- ②NETIS申請者より申請された技術(以下「申請技術」という。)が新技術であること
- ③同一技術の再申請でないこと(「3.2.6 NETIS掲載情報の変更・更新」によるNETIS登録技術の内容等の変更申請の場合を除く。)。  
ここに「同一技術」とは、以下のすべてに該当するものをいう。
  - イ 申請技術の原理が、NETIS登録技術(過去にNETIS登録技術であったものを含む。)と同じ又は酷似している
  - ロ 申請技術の適用範囲、適用効果が、イのNETIS登録技術と同じ又は概ね同等である
  - ハ 申請技術の技術開発者が、イのNETIS登録技術の技術開発者と同じ又は同系列の組織に属している等イのNETIS登録技術の技術開発者の関係者とみなすことができる
- ④登録申請書類の「技術詳細説明資料」(以下「技術詳細資料」という。)に記載する従来技術(以下「技術詳細資料に記載の従来技術」という。)が、当該技術の評価の比較対象として適切であること

実施要領3.1(8)申請受理の要件

次ページから上記①～④についてご説明します。

## ◆①申請書類◆

NETIS登録にあたって申請者は、**登録申請書(様式1)、技術概要説明資料(様式2)**を作成してください。内容については、ヒアリングを行いながら確認を行っていきます。

様式-2

The screenshot displays two side-by-side forms from the NETIS system:

- Left Side (Form 1):** The 'Registration Application Form'. It includes a header with the NETIS logo and 'New Technology Information System'. Below the header are several tabs: 'New Technology Search', 'Registration Application Form Creation / Utilization Effectiveness Survey Form Creation', 'Theme Setting Type Comparison Table', 'Matching', 'Management Technique Page', 'Registration Application Form / Utilization Effectiveness Survey Form', 'Manual', and 'Form 1'. A large yellow box highlights the 'Registration Application Form Creation / Utilization Effectiveness Survey Form' tab. At the bottom of the form, there is a section for entering the name of the technology, its subtitle, the year of development, the date of entry, and the scope of provision. There are also sections for entering the technical summary document and the registration technique.
- Right Side (Form 2):** The 'Technical Summary Document' (Form 2). It has a header 'New Technology Information System (NETIS) Registration Application Form'. It includes fields for 'Recipient Address' (e.g., Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Director General of Regional Development Bureau, Hokkaido Development Bureau), 'Name of Company' (with a 'Legal Seal' field), 'Name of Representative' (with a 'Public Seal' field), 'Address', 'Phone Number', and a signature section. It also contains a note about agreeing to the implementation regulations and a detailed list of 29 items related to the technology's characteristics, applications, and management.

申請マニュアル参照 2

## ◆②新技術の定義◆

「新技術」とは、下記の定義となり、**合致するか確認**を行います。

技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している公共工事等に関する技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術をいう。

「技術の成立性」とは、論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や国が定める基準等を満足することをいう。

「実用化」とは、利用者の求めに応じて当該技術を提供可能な状態にあるものをいう。

「従来技術」とは、公共工事等において標準的に使用される技術等をいう。

「従来技術に比べ活用の効果が同程度」とは、技術的事項及び経済性等の事項のうち、一部の事項は従来技術より優れているかまたは劣っているが、総合的な効果では従来技術と同一の度合いであると判断することをいう。

実施要領1.3定義

活用の効果は、経済性、工程、品質、安全性、施工性、周辺環境への影響の6項目について従来技術と比較を行います。

### ◆③同一技術の再申請◆

同一技術の再申請とは、以下の**3つの項目すべてに該当する場合**をいいます。

イ 申請技術の原理が、NETIS 登録技術(過去にNETIS 登録技術であったものを含む。)と同じ又は酷似している

ロ 申請技術の適用範囲、適用効果が、イのNETIS 登録技術と同じ又は概ね同等である

ハ 申請技術の技術開発者が、イのNETIS 登録技術の技術開発者と同じ又は同系列の組織に属している等イのNETIS 登録技術の技術開発者の関係者とみなすことができる

実施要領3.1(8)申請受理の要件

※類似のNETIS登録技術についても申請者の方でNETISで検索を行い確認をしてください。

## ◆④従来技術◆

従来技術が適切であるか確認を行います。

登録申請書類の「技術詳細説明資料」(以下「技術詳細資料」という。)に記載する従来技術(以下「技術詳細資料に記載の従来技術」という。)が、当該技術の評価の比較対象として適切であること

実施要領3.1(8)申請受理の要件

### ◇従来技術の設定について◇

従来技術は、申請技術の比較対象となる技術で、評価する際の比較基準となります。なお、従来技術は過去に自社で開発されたもの、自他社においてNETISに登録されている技術は不可とし、工法・機械等については、「国土交通省土木工事標準積算基準」、「港湾土木請負工事積算基準」等に記載されている工法から選定して下さい。材料等については、一般的に使用されているものから選定して下さい。

公共工事等における新技術活用システムの「申請マニュアル」p.1、p.23より抜粋

なお、従来技術の設定にあたっては、条件が合致する技術を選定する必要があります。

例えば、仮設で鋼矢板を打ち込む新技術で、騒音・振動の低減を目的とする新技術であった場合、従来技術は、「バイブロハンマ工」では無く、「油圧圧入工法」が従来技術となります。

更に、新技術の売りが、転石等があった場合でも適用可能であれば、従来技術は「油圧圧入工法(ウォータージェット併用)」となります。

## ◆その他申請にあたっての留意事項◆

その他申請にあたっては、下記を留意してください。

- ①申請者が全ての資料を作成する必要があります。また、申請された記述内容を確認するための裏付け資料も提出して頂きます。作成にあたっては、記入例などを参考にしてください。
- ②申請費用はかかりませんが、資料作成やヒアリング時の交通費などは申請者負担となります。
- ③申請技術について特許権等知的財産権(申請中も含む)の有無を確認してください。(実施要領3.1(9)知的財産権の確認)
- ④NETIS掲載情報は、新技術活用に当たっての参考情報といった性格のものです。登録が完了したからといって、国交省が当該技術に関して証明、認証するものではありません。  
また、登録後、国交省等で活用を約束するものではありません。

## ◆申請資料の作成・申請◆

申請資料はNETISホームページからオンラインにて作成・申請を行ってください。

①「登録申請書作成」をクリック

②WEB申請書「ログイン」をクリック

③発行されたID・パスワードでログイン

④申請情報の入力

「マニュアル／FAQ」では実施要領や操作説明が確認できます。

## ◆最後に◆

NETISに登録がされた後についても、申請内容に変更が生じた場合については、必ず変更・更新申請を行ってください。

特に問い合わせ先について、連絡が取れない場合には、掲載中止となる場合もありますのでご注意ください。

END